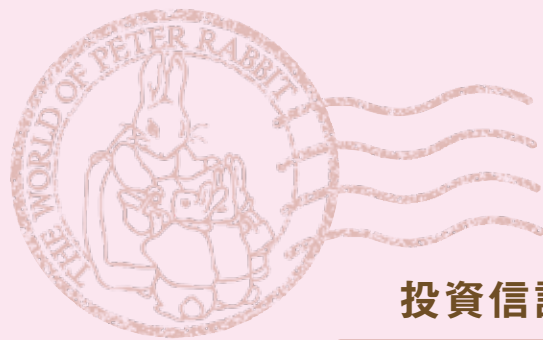
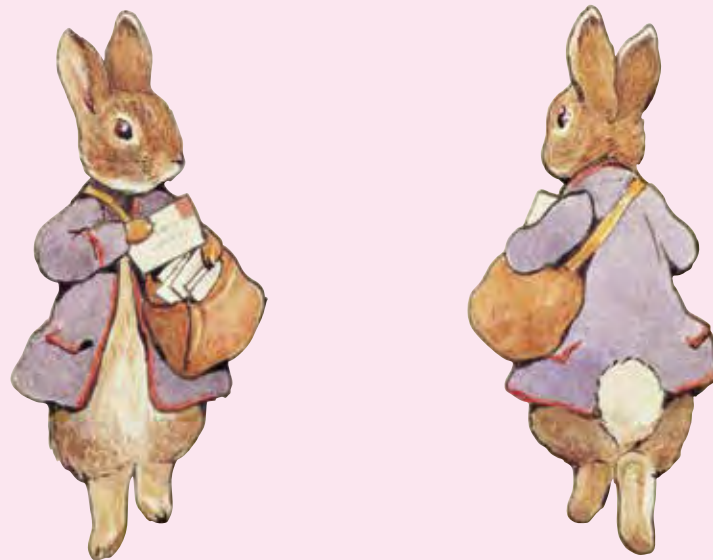




投資信託ご購入の個人のお客さまへ

購入時から換金時まで
お手元に届く書類について解説いたします

各報告書解説集



BEATRIX POTTER™ © Frederick Warne & Co., 2020
Courtesy of National Trust



三菱UFJ信託銀行

ご購入後、お客さまへお送りする書類

ファンドをご購入いただいた後、お取引の内容を記載した「取引残高報告書(※1)」や、ファンドの決算期ごとにお手元に届く書類については、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

ファンドの運用状況をご案内する「交付運用報告書」など、いくつかの書類をお客さまのお手元に送付いたします。内容についてご不明な点がございましたら、お取引店にお問い合わせください。

購入

●購入の申込み

購入の数日後

取引報告書

P4



原則

3月・6月・9月・12月の
各月末基準で作成、翌月上旬発送

取引残高報告書

P5 P6 P7 P8 P9 P10



保有時

【収益分配がなかった場合】

ファンド決算

ファンド決算から
1ヵ月～2ヵ月後

1年ごと

交付運用報告書

P13

取引残高報告書

P5 P6 P7 P8 P9 P10



【収益分配が行われた場合】

ファンド決算

ファンド決算の翌日

ファンド決算から
1ヵ月～2ヵ月後

原則

3月・6月・9月・12月の
各月末基準で作成、翌月上旬発送

「収益分配金」のご案内

P11 (※2)



交付運用報告書

P13

取引残高報告書

P5 P6 P7 P8 P9 P10



「収益分配金再投資」のご案内

P12 (※2)



特定口座

「源泉徴収あり(配当受入あり)の特定口座」に保有している場合

ファンド決算

年末基準で作成
翌年の1月末までに

特定口座年間取引報告書

P17 P18



支払通知書

「一般口座」、「源泉徴収なしの特定口座」、「源泉徴収あり(配当受入なし)の特定口座」に保有している場合

【収益分配が行われた場合】

ファンド決算

年末基準で作成
翌年の1月末までに

上場株式配当等の支払通知書

P19 P20

換金

●換金(公募株式投資信託)
の申込み

換金の数日後

取引報告書

P14



原則

3月・6月・9月・12月の
各月末基準で作成、翌月上旬発送

取引残高報告書

P5 P6 P7 P8 P9 P10



特定口座

【特定口座に預け入れの場合】

取引報告書

取引残高報告書

等に加えて、以下の書類をお送りします。

●「源泉徴収あり」の
特定口座を選択

換金の数日後
(譲渡損益が発生)

特定口座譲渡損益額のお知らせ

P15 P16



年末基準で作成
翌年の1月末までに

特定口座年間取引報告書

P17 P18



●「源泉徴収なし」の
特定口座を選択

年末基準で作成
翌年の1月末までに

特定口座年間取引報告書

P17 P18



電子交付サービス



電子交付サービス

このマークがついている書面は「電子交付サービス」
がご利用いただけます。「電子交付サービス」について
くわしくは P25 P26 P27 をご覧ください。

ラップ口座

ラップ口座

このマークがついている書類は、
「MUFGファンドラップ」の組み
入れファンドも対象になります。

(※1) 取引残高報告書には、トータルリターン通知書面が含まれます。

(※2) 電子交付サービスに限り交付する書面です。(郵送での交付はございません)

●この資料は2021年1月現在施行されている税法にもとづき作成されたものです。今後、関連する税制改正が行われた場合、内容が変更となる可能性があります。

取引報告書



ファンドのご購入の数日後に、「取引報告書」をご郵送します。



投資信託の「取引報告書」

作成日：XXXX年XX月XX日

いつも格別のお引き立てにあずかり、ありがとうございます。
下記の通り、お取引の明細をご報告いたしますので、内容をご確認ください。

確定申告の際、本書が必要となることがございますので大切に保管ください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 **SAMPLE（見本）**
(法人番号:6010001008770)
(取引店) ○○支店
(電話) 00-0000-0000

ご不明な点がございましたら、誠に恐れ入りますが
上記取引店まで直接ご連絡ください。

三菱UFJ 一郎 様

取引店	お取引番号	税区分
9999	99999999	* * * *

約定日	精算日
XXXX. 1. 5	XXXX. 1. 6

(委託)
(現金取引)

ファンド名称 12345678 ○○海外株式オープン累投

下記「うち非課税分」は「障がい者等の少額預金の利子所得等の非課税制度」(通称「マル優」)を利用した場合に表示されます。

3	取引	4	うち非課税分(口)	5	1万口当たりの	6	取得単価	(円)	課税対象金額(円)	所得税②(円)	手数料④(円)	精算金額⑥(円)	備考	9
		数量	口	単価	(円)		約定金額①(円)	元本または 価別元本	(円)	住民税③(円)	消費税等⑤(円)			
	購入										7 4866			
			228917		8503		194648				8 486		200000	特定預り
	◆以下余白◆													

個人のお客様で公募株式投信、公募公社債投信の募集・購入取引の場合は、税区分を表示しておりません。

精算金額合計(円)
200000 10

募集／購入時の精算金額 ⑥＝①＋④＋⑤

解約／買取時の精算金額 ⑥＝①－②－③－④－⑤

【解説】

1 約定日

ファンドの購入単価が決定した日。原則として、国内証券へ投資するファンドは申込日当日、海外証券へ投資するファンドは申込日の翌営業日。
※ファンドによっては異なる場合がある。

2 精算日

購入代金の引落日。

3 取引

スイッチングによる購入の場合は「スイッチング」と表示。

4 数量

今回の購入で取得した口数。うち非課税となる口数がある場合は上段に記載されます。

5 1万口当たりの単価

約定日の基準価額。
※ファンドによっては「1口当たりの単価」と表示される場合がある。

6 約定金額

約定金額の計算方法
[約定金額＝数量×単価/10,000^(注1)]

7 手数料

約定金額に手数料率を乗じた金額。

8 消費税等

手数料にかかる消費税。

9 備考

購入ファンドの預り区分(NISA預り、特定預り)を表示。
「一般預り」の場合は、非表示となります。

10 精算金額合計

お客さまの支払金総額。

(注1) ⑧に記載の単価が1口当たりの単価を表示するファンドの場合は、1としてください。

本書は計算口数が1万口のファンドを代表的な例として表記しております。

*「NISA」は、一般NISA、つみたてNISA、ジュニアNISAの総称です。
*「MUFGファンドラップ」の組み入れファンドについては、ファンド名称に「【ラップ】○○ファンド」と表示されます。
*「MUFGファンドラップ」投資一任契約にもとづく投資信託の「取引報告書」の交付省略(送付取止め)をお申込いただいている場合、「MUFGファンドラップ」の組み入れファンドに係る取引報告書は、送付されません。また電子交付もされません。
*基準価額等の数値は、実際のファンドのものとは一切関係ありません。内容等は変更になる場合があります。

3

4

取引残高報告書



ラップ口座

お客さまのお取引内容とお預り残高などを記録した書類です。

原則として3月・6月・9月・12月の各月末基準で作成し、翌月上旬にお送りいたします。

(例:4月にお取引があった場合は、6月末基準で作成し、7月上旬にお送りします。)

期間中にご購入やご換金などのお取引がなかった場合でも1年に1回お送りいたします。

お預り残高の明細 (国内投信)

作成日時点のお預り残高、評価損益額などを課税口座 (一般口座・特定口座) のお預りとNISA口座のお預りに分けて表示しています。

課税口座のお預り

【投資信託の取引残高報告書】

XXXX. 12. 30現在 (前報告日はXXXX年9月30日です)

三菱UFJ 一郎 様

特定口座：源泉徴収あり

【お預り残高の明細】

◇国内投信

自動払いぞく投資口の残高

特定口座のお預り

ファンド名 決算日	残高口数 (口) (うちマル優分)	取得金額 時価評価額	評価損益額	個別元本 基準価額	備考
〇〇日本株オープン累投 決算日 11/15	1,101,972 口	1,958,865円 2,071,046円	112,181円	17,776.00円 18,794 円	
〇〇海外債券オープン累投 決算日 毎月/20	2,481,408 口	2,515,155円 2,456,594円	-58,561円	10,135.55円 9,900 円	
〈国内投信の合計〉		4,474,020円 4,527,640円	53,620円		

お客さまのご投資目的
(作成基準日現在)

短期的な視野にたった値上がり益重視

・的確な勧誘及び投資アドバイスができるよう、ご投資に関するご意向を確認しております。
・内容に変更等ございましたら、取引店までご連絡ください。

※「うちマル優分」は、「障がい者等の少額預金の利子所得等の非課税制度」(通称「マル優」)を利用した場合に表示されます。

封書で
お送りします

SAMPLE (見本)

【解説】

1 <特定口座のお預り> ^(注1) 源泉徴収の有無。

2 区 分 一般口座／特定口座の区分を表示。

3 お客さまのご投資目的
作成日時点のお客さまのご投資目的を表示。

4 残 高 口 数 作成日時点の残高口数。

5 取得金額 ^(注2)
作成日時点の個別元本 ^(注3) をもとに算出した金額。

取得金額 (小数点以下四捨五入) =
残高口数 × 個別元本 (小数点以下四捨五入) / 10,000 ^(注4)

6 時価評価額 ^(注2)

作成日時点の基準価額をもとに算出した金額。

時価評価額 (小数点以下四捨五入) =
残高口数 × 基準価額 / 10,000 ^(注4)

7 評価損益額 ^(注2)

作成日時点の損益額。

評価損益額 =
時価評価額 - 取得金額 (残高口数 × 個別元本 / 10,000) ^(注4)

8 個別元本 ^(注3)

購入時の基準価額を元に追加購入や分配金の再投資、
元本払戻金 (特別分配金) 等により変更される。

9 基準価額 作成日時点でのファンドの基準価額。

10 決算日 ファンドの決算日。該当日が休業日の場合は翌営業日。

^(注1) 特定口座の場合のみ表示されます。

^(注2) 作成日時点で受渡日未到来の取引については、ご参考値になります。

^(注3) 個別元本は、購入時の基準価額 (購入手数料および消費税相当額は含まれません) となります。ただし、2000年3月末までに保有されている分につきましては、
2000年3月31日時点の「平均信託金」を個別元本とします。元本払戻金 (特別分配金) を受け取られた場合や、その後、追加購入または再投資された場合
等に再計算されます。

*「NISA」は、一般NISA、つみたてNISA、ジュニアNISAの総称です。

*基準価額等の数値は、実際のファンドのものとは一切関係ありません。内容等は変更になる場合があります。

取引残高報告書の 記載内容

- ・お預り残高の明細 作成日現在のお預り残高
- ・お取引の明細 期間内の取引明細
- ・ご投資の明細 ファンド毎の預入、払出の状況
- ・お預り公募投資信託の分配金 年初から作成日現在までの分配金の合計金額※
- ・運用損益 (トータルリターン) の状況 計算基準日におけるトータルリターンの状況※

※「MUFGファンドラップ」の組み入れファンドは対象外です。

NISA口座のお預り

XXXX. 1. 31現在 (前報告日はXXXX年12月29日です)

三菱UFJ 一郎 様

NISA口座：XXXX年NISA非課税限度額のうちご利用額 300,000円

【お預り残高の明細】

◇国内投信

自動払いぞく投資口の残高

NISA口座のお預り

ファンド名 決算日	残高口数 (口) (うちマル優分)	取得金額 時価評価額	評価損益額	個別元本 基準価額	備考 NISA適用年
eMAXIS新興国債券インデックス累投 決算日 4/10	300,000口	300,000円 540,000円	240,000円	10,000.00円 18,000 円	2017年 NISA
つみたて日本株式 (日経平均) 決算日 4/10	300,000口	300,000円 540,000円	240,000円	10,000.00円 18,000 円	2018年 つみたて
〈国内投信の合計〉		600,000円 1,080,000円	480,000円		

※「うちマル優分」は、「障がい者等の少額預金の利子所得等の非課税制度」(通称「マル優」)を利用した場合に表示されます。

【解説】

1 基準日が属する年のNISA非課税投資枠のうち、
利用額を表示。

2 区 分 NISA口座のお預り。

3 残 高 口 数 作成日時点の残高口数。

4 取得金額 ^(注2)
作成日時点の個別元本 ^(注3) をもとに算出した金額。

取得金額 (小数点以下四捨五入) =
残高口数 × 個別元本 (小数点以下四捨五入) / 10,000 ^(注4)

5 時価評価額 ^(注2)

作成日時点の基準価額をもとに算出した金額。

時価評価額 (小数点以下四捨五入) =
残高口数 × 基準価額 / 10,000 ^(注4)

6 評価損益額 ^(注2)

作成日時点の損益額。

評価損益額 =
時価評価額 - 取得金額 (残高口数 × 個別元本 / 10,000) ^(注4)

7 個別元本 ^(注3)

購入時の基準価額を元に追加購入や分配金の再投資、
元本払戻金 (特別分配金) 等により変更される。

8 基準価額 作成日時点でのファンドの基準価額。

9 決算日 ファンドの決算日。
該当日が休業日の場合は翌営業日。

10 NISA適用年 NISA適用年とNISA種別を表示。 ^(注5)

^(注4) 個別元本、基準価額ともに1万口当たりの単価を表示しています。(ファンドによっては1口当たりの単価を表示する場合があります。その場合は計算式中の
10,000を1に読み替えてください。)

^(注5) 「NISA」は一般NISA・ジュニアNISA、「つみたて」はつみたてNISAのお預りです。

*「NISA」は、一般NISA、つみたてNISA、ジュニアNISAの総称です。

*基準価額等の数値は、実際のファンドのものとは一切関係ありません。内容等は変更になる場合があります。

お預り残高の明細(ラップ口座)

作成日時点のお預り残高、評価損益額などを表示しています。
※取引残高報告書に記載のラップ口座とは「MUFGファンドラップ」です。



SAMPLE(見本)

XXXX. 12. 30現在 (前報告日はXXXX年9月30日です)

三菱UFJ 一郎 様

特定口座：源泉徴収あり

【お預り残高の明細】

◇ラップ口座
自動払いぞく投資口の残高
ラップ口座のお預り

ファンド名 決算日	残高口数 (口) (うちマル優分)	取得金額 時価評価額	評価損益額	個別元本 基準価額	備考
【ラップ】〇〇日本株式オープン 決算日 11/15	3,596,190 口	2,191,518円 2,087,229円	-104,289円	6,093.62円 5,804 円	
【ラップ】〇〇海外株式オープン 決算日 11/15	4,897,396 口	2,164,159円 2,219,010円	54,851円	4,419.04円 4,531 円	
【ラップ】〇〇国内債券オープン 決算日 11/15	895,710 口	967,725円 943,272円	-24,453円	10,803.86円 10,531 円	
【ラップ】〇〇海外債券オープン 決算日 11/15	483,578 口	489,429円 489,042円	-387円	10,120.99円 10,113 円	
〈ラップ口座の合計〉		5,812,831円 5,738,553円	-74,278円		

【解説】

1 特定口座のお預り^(注1)：源泉徴収の有無。

2 残高口数 作成日時点の残高口数。

3 取得金額^(注2)
作成日時点の個別元本をもとに算出した金額。

取得金額(小数点以下四捨五入)＝
残高口数×個別元本(小数点以下四捨五入)/10,000^(注3)

4 時価評価額^(注2)
作成日時点の基準価額をもとに算出した金額。

時価評価額(小数点以下四捨五入)＝
残高口数×基準価額/10,000^(注3)

(注1) 特定口座の場合のみ表示されます。

(注2) 作成日時点で受渡日未到来の取引については、ご参考値になります。

(注3) 個別元本、基準価額ともに1万口当たりの単価を表示しています。(ファンドによっては1口当たりの単価を表示する場合があります。その場合は計算式中の10,000を1に読み替えてください。)

*基準価額等の数値は、実際のファンドのものとは一切関係ありません。内容等は変更になる場合があります。

お取引の明細

ラップ口座

前回作成日の翌日から作成日までのお取引を受渡日順に記載しています。
※期間中にお取引があった場合のみ作成されます。



SAMPLE(見本)

報告期間：XXXX.10.01～XXXX.12.30

【お取引の明細】 お取引の種類はすべて現金取引です。精算金額は、投資信託振替決済口座への入金をプラス、お支払いをマイナスで表示しています。

約定日 受渡日	ファンド名等	お取引 単価 (円)	ご売却・出庫口数 ご購入・入庫口数	手数料 (円) 消費税 (円)	精算金額 (円)
------------	--------	---------------	----------------------	--------------------	----------

		繰越しお預り金	0円		
10.08		指定口座よりご入金			+1,000,000
10.07	〇〇日本株式ファンド累計	購入	45,890	495 49	-50,000
10.08		10,777			
10.11	〇〇国内株式オープン累計	解約 特定 源泉徴収あり	2,297,267	4,563	+1,048,243
10.15					
10.15		指定口座よりご入金(譲渡益税の源泉徴収)			+5,365
10.15		譲渡益税の源泉徴収			-5,365
10.15		指定口座へのお支払い			-1,048,243
10.15	〇〇J-REITファンド	分配金 特定口座受入			+3,551
10.15		再投資	5,401		-3,551
10.25	〇〇海外債券オープン累計	分配金 特定口座受入			+40,777
10.25		指定口座へのお支払い			-40,777
		次回繰越しお預り金			0円

約定日 受渡日	ファンド名等	お取引 単価 (円)	ご売却・出庫口数 ご購入・入庫口数	手数料 (円) 消費税 (円)	精算金額 (円)
L1	〇〇日本株式オープン	入庫 ロールオーバーNISA 預り	158,181		
L1	〇〇海外債券オープン	入庫 NISA口座から特定口座へ払出	257,507		

【ご参考(記載例)】

1 お取引内容と預り区分(特定預り、NISA預り)を表示。

2 10月7日に「〇〇日本株式ファンド」を購入した場合の記載例。

3 10月11日に「〇〇国内株式オープン」を換金した場合の記載例。特定口座(源泉徴収あり)では、譲渡益税の源泉徴収(還付)額が表示される。

4 10月15日に「〇〇J-REITファンド」の分配金が支払われ、再投資した場合の記載例。再投資した単価と口数が表示される。

5 10月25日に「〇〇海外債券オープン」の分配金が支払われた場合の記載例。普通分配金については、税引き後の金額を表示。

6 1月1日にNISA非課税期間が終了した「〇〇日本株式オープン」を新たなNISA非課税管理勘定へ移管した場合の記載例。

7 1月1日にNISA非課税期間が終了した「〇〇海外債券オープン」を課税口座(特定口座)へ払出した場合の記載例。

*「NISA」は、一般NISA、つみたてNISA、ジュニアNISAの総称です。

*「MUFGファンドラップ」の組み入れファンドについては、ファンド名称に「【ラップ】〇〇ファンド」と表示されます。
*基準価額等の数値は、実際のファンドのものとは一切関係ありません。内容等は変更になる場合があります。

ご投資の明細

ラップ口座

前回のご案内以降におけるファンド毎のお取引の数量・金額を、ご購入等に関する項目とご換金等に関する項目に分けて表示しています。



【ご投資の明細】

	1数量	2金額	備考
SAMPLE (見本)			
〇〇日本株式オープン累投			
前回報告の証券残高	31,200,000口		
期間中のお買付・再投資・預り累計	40口	0円	
うち再投資	0口	0円	
期間中のご売却・償還・引出し累計	1,200,000口	1,555,687円	
〇〇海外債券オープン累投			
前回報告の証券残高	31,235,000口		
期間中のお買付・再投資・預り累計	511,115口	8,250円	
うち再投資	11,115口	8,250円	
期間中のご売却・償還・引出し累計	0口	0円	

【解説】

- 1数量

お取引した口数または預り口数。
- 2金額

お取引金額が表示される。
- 3預り累計

他口座からの入庫分等が表示される。

【ご参考（記載例）】

- 4「〇〇日本株式オープン」を換金した場合の記載例。
- 5「〇〇海外債券オープン」の分配金の再投資があった場合の記載例。

お預り公募投資信託の分配金

年初から作成日現在までの分配金の合計金額を記載しています。



【お預り公募投資信託の分配金】
【XXXX年の分配金累計額】

ファンド名等		分配金累計	所得税累計 住民税累計	備考
SAMPLE (見本)				
〇〇日本株式ファンド累投	普通分配金 元本払戻金 (特別分配金)	1,500円	229円 75円	特定口座へ受け入れた分配金
〇〇J-REITファンド	普通分配金 元本払戻金 (特別分配金)	3,000円		NISA預りからの分配金
〇〇海外債券オープン累投	普通分配金 元本払戻金 (特別分配金)	1,000円 2,000円	153円 50円	特定口座へ受け入れた分配金
〇〇日本株ストック・インカム・ファンド一般	普通分配金 元本払戻金 (特別分配金)	0円 2,000円	0円 0円	特定口座へ受け入れた分配金

【解説】

- 1分配金の受け入れ先やNISA預りから生じた場合に表示。

*「NISA」は、一般NISA、つみたてNISA、ジュニアNISAの総称です。
*「MUFGファンドラップ」の組み入れファンドについては、ファンド名称に「【ラップ】〇〇ファンド」と表示されます。
*基準価額等の数値は、実際のファンドのものと一切関係ありません。内容等は変更になる場合があります。
*「お預り公募投資信託の分配金」について「MUFGファンドラップ」の組み入れファンドは対象外です。

運用損益(トータルリターン)の状況

計算基準日(受渡日基準)における運用損益(トータルリターン)を表示しています。
(トータルリターンと評価損益は異なります。)



【運用損益(トータルリターン)の状況】

計算基準日(受渡日基準)においてお客様が保有するファンドの運用損益(トータルリターン)を表示しています。
運用損益(トータルリターン)は、以下の計算式にて算出された金額です。
「④運用損益(トータルリターン)」=「①時価評価額」-「②ご投資金額」+「③お受取金額」
なお、本表の金額は、確定申告などの税額計算において使用することはできません。

計算基準日: XXXX.12.30

SAMPLE (見本)

ファンド名 ご投資期間	①時価評価額	②ご投資金額	③お受取金額	④運用損益 (トータルリターン) (④=①-②+③)
1〇〇日本株式ファンド累投 XXXX.12.2～	14,850,000円	7,700,000円	200,000円	7,350,000円
2〇〇国内株式オープン累投 XXXX.12.2～	2,300,348円	4,040,000円	200,000円	-1,539,652円
3〇〇J-REITファンド ～	2,300,000円	－円	－円	－円
〇〇債券オープン累投 XXXX.12.3～	1,000,000円	1,000,000円	0円	0円
4合計	20,450,348円	－円	－円	－円

- 運用損益(トータルリターン)の通知の対象となる投資信託の範囲は、以下の通りです。
・個人のお客様が計算基準日に保有するファンドを通知対象としております。よって、お客様が既に解約されたファンドは、通知の対象外としております。
・過去に出入庫(相続、店舗変更、他の販売会社からの移管等)があったファンドは、「②ご投資金額」、「③お受取金額」、「④運用損益(トータルリターン)」が実際の金額と異なる場合があるため、通知の対象外とし「－」にて表示しております。なお、この場合、「ご投資期間」及び「合計」も「－」にて表示いたします。
- 運用損益(トータルリターン)の計算式における「時価評価額」「ご投資金額」「お受取金額」の基準は、以下の通りです。
・時価評価額: 時価評価額は計算基準日の基準価額により以下の通り算出しています。(小数点以下四捨五入)
時価評価額=残高(口数)×基準価額÷計算口数
・ご投資金額: 当該ファンドの買付金額の累計です。ただし、累積投資口の再投資分は含めておりません。購入手数料及び購入手数料に係る消費税額を含めております。
・お受取金額: 当該ファンドの保有期間中にお客様が一部換金した場合の売却金額及びお客様が受け取った分配金受渡金額(税引後)の累計です。信託財産留保額を差し引いております。
累積投資口の再投資分は累計受取分配金額に含めておりません。
- 同一ファンドを複数口座(課税口座(一般口座、特定口座)、NISA口座)において保有している場合、運用損益(トータルリターン)は複数口座を合算して計算しております。

【ご参考（記載例）】

- 1運用損益(トータルリターン)がプラスである場合の記載例。
- 2運用損益(トータルリターン)がマイナスである場合の記載例。
- 3過去に出入庫(相続、店舗変更、他の販売会社からの移管等)があった場合の記載例。
- 4通知対象外のファンドがある場合の「合計」行の記載例。

*「NISA」は、一般NISA、つみたてNISA、ジュニアNISAの総称です。
*「MUFGファンドラップ」の組み入れファンドは対象外です。
*基準価額等の数値は、実際のファンドのものと一切関係ありません。内容等は変更になる場合があります。

「収益分配金」のご案内



電子交付サービス

ファンドの決算にともない収益分配が行われる際に報告書を作成し、ファンド決算日の翌日に電子交付サービスにて交付いたします。

※電子交付サービスに限り交付する書面です。(郵送での交付はございません)

※確定申告には使用できませんので、特定口座年間取引報告書または上場株式配当等の支払通知書をご利用ください。

「分配金受取」の場合(累投コース(定期引出コース選択)、一般コース)

分配金の明細をご確認いただけます。

投資信託の「収益分配金」のご案内

SAMPLE(見本)

取引店	お取引番号	税金	三菱 宇太郎 様			
9999	12345678	***				

12345678 ○○累投
(上場) 外貨建資産割合: 制限なし

1

決算日	支払日
XXXX. 1. 6	XXXX. 1. 8

2

3

1	1 万口当たりの 基準価額①	1 万口当たりの 個別元本②	1 万口当たりの 普通分配金単価③	1 万口当たりの 特別分配金単価④
分配金 単価	(円)	(円)	(円)	(円)
	9,509	7,797.27	100.31	0

4

5

2	(うち非課税分)	(うち非課税分)	(うち非課税分)	課税対象金額	所得税⑤	備考
分配金 の明細	分配金計算対象残高⑤(口)	普通分配金⑥(円)	元本払戻金(特別分配金)⑦(円)	通知外国税相当額等(円)	住民税⑥(円)	
		⑥×③÷計算口数	⑦×④÷計算口数			
	3,726,006	37,376	0	38,512	4,761	配当等受入
	1,032,042	10,352	0	1,136	1,925	
				10,352		NISA預り

6

7

8

3	支払金額(円)
支払 金額	(⑥-⑧-⑩+⑦)
	30,690
	10,352

9

支払金額合計(円)
41,042

10

収益分配金には、税法上課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」(元本の払い戻し相当分)があります。
「うち非課税分」は「障がい者等の少額預金の利子所得等の非課税制度」(通称「マル優」)を利用した場合に表示されます。

【解説】

1 決算日

ファンドの決算日。該当日が休業日の場合は翌営業日。

2 支払日

お客さまが指定した普通預金口座に収益分配金が入金される日。

3 1万口当たりの基準価額

収益分配金の支払時のファンドの基準価額。

4 1万口当たりの普通分配金単価・特別分配金単価

1万口当たりの分配金の単価。分配後の個別元本(P5参照)は、個別元本より特別分配金単価を引いたものとなる。
※ファンドによっては1口当たりの分配金の単価となる。

5 分配金計算対象残高

収益分配前の預り残高。

6 普通分配金・元本払戻金(特別分配金)

(P21「分配型投資信託の収益分配金について」もご参照ください)

収益分配後の基準価額が、個別元本(P5参照)を
〈上回る場合〉分配金の金額が「普通分配金」(課税)
〈下回る場合〉分配金の範囲内で下回る部分の金額が
「元本払戻金(特別分配金)」(非課税)、
残余の金額が「普通分配金」(課税)。

7 課税対象金額・通知外国税相当額等

二重課税調整制度(*)による外国税額控除が行われた場合「通知外国税相当額等」に控除額を表示します。
この場合「課税対象金額」は外国所得税が加算された金額となりますが、「所得税」は「通知外国税相当額等」が控除された金額となります。
※国内籍投資信託の分配金について、外国資産に投資を行い外国で課税が行われている場合、現地で支払った外国税額のうち一定額を、お客さまが国内で納める所得税額から差し引く制度です。

8 備考

〈特定口座で受け入れている場合〉:「配当等受入」と表示。
〈NISA預りの場合〉:「NISA預り」と表示。

*「NISA」は、一般NISA、つみたてNISA、ジュニアNISAの総称です。*基準価額等の数値は、実際のファンドのものとは一切関係ありません。内容等は変更になる場合があります。

「収益分配金再投資」のご案内



電子交付サービス

ファンドの決算にともない収益分配が行われる際に報告書を作成し、ファンド決算日の翌日に電子交付サービスにて交付いたします。(分配金単価がゼロの場合は作成いたしません。)

※電子交付サービスに限り交付する書面です。(郵送での交付はございません)

※確定申告には使用できませんので、特定口座年間取引報告書または上場株式配当等の支払通知書をご利用ください。

「分配金再投資」の場合(累投コース)

再投資の明細をご確認いただけます。分配金は自動的に手数料なしで再投資されます。

投資信託の「収益分配金再投資」のご案内

SAMPLE(見本)

取引店	お取引番号	税金	三菱 宇太郎 様			
9999	12345678	***				

12345678 ○○累投
(上場) 外貨建資産割合: 制限なし

1

決算日	再投資日
XXXX. 1. 6	XXXX. 1. 6

2

3

4

5

1	(うち非課税分)	(うち非課税分)	(うち非課税分)	課税対象金額	所得税⑤	備考
分配金 の明細	分配金計算対象残高①(口)	普通分配金②(円)	元本払戻金(特別分配金)③(円)	通知外国税相当額等(円)	住民税⑥(円)	
	1,063,892	212,778	0	217,033	28,983	配当等受入
	1,130,164	226,033	0	4,255	10,851	
				226,033	0	NISA預り

6

7

8

9

10

2	1 万口当たりの 基準価額⑥	1 万口当たりの 普通分配金単価⑦	1 万口当たりの 特別分配金単価⑧	個別元本⑨
分配金 単価	(円)	(円)	(円)	(円)
	12,000	2,000.00	0	7,275.63

11

3	(うち非課税分)	(うち非課税分)	備考
再投資 の明細	再投資金額⑩(円)	再投資口数⑪(口)	
	(⑩-④-⑥+③)	(⑩÷⑥)×計算口数	
	172,944	144,120	特定預り
	226,033	188,361	NISA預り
	◆以下余白◆		

12

4	(うち非課税分)
お預り残高 明細	
	特定預り
	1,208,012
	NISA預り
	1,318,525

13

収益分配金には、税法上課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」(元本の払い戻し相当分)があります。
「うち非課税分」は「障がい者等の少額預金の利子所得等の非課税制度」(通称「マル優」)を利用した場合に表示されます。

【解説】

1 再投資日

収益分配金が手数料なしで再投資される日。

2 分配金計算対象残高

収益分配前の預り残高。

3 普通分配金・元本払戻金(特別分配金)

(P21「分配型投資信託の収益分配金について」もご参照ください)

収益分配後の基準価額が、個別元本(P5参照)を
〈上回る場合〉分配金の金額が「普通分配金」(課税)
〈下回る場合〉分配金の範囲内で下回る部分の金額が
「元本払戻金(特別分配金)」(非課税)、
残余の金額が「普通分配金」(課税)。

4 課税対象金額・通知外国税相当額等

二重課税調整制度(*)による外国税額控除が行われた場合「通知外国税相当額等」に控除額を表示します。
この場合「課税対象金額」は外国所得税が加算された金額となりますが、「所得税」は「通知外国税相当額等」が控除された金額となります。
※国内籍投資信託の分配金について、外国資産に投資を行い外国で課税が行われている場合、現地で支払った外国税額のうち一定額を、お客さまが国内で納める所得税額から差し引く制度です。

5 備考① 〈特定口座で受け入れている場合〉:「配当等受入」と表示。
〈NISA預りの場合〉:「NISA預り」と表示。

6 1万口当たりの基準価額

再投資時の基準価額。

7 1万口当たりの普通分配金単価・特別分配金単価

1万口当たりの分配金の単価。分配後の個別元本(P5参照)は、個別元本より特別分配金単価を引いたものとなる。

8 再投資金額

再投資される金額。税引後の収益分配金額となる。

9 備考② ファンドの預り区分(NISA預り、特定預り)を表示。
「一般預り」の場合は、非表示。

10 再投資口数・再投資後残高

再投資により買い付けられた口数。

再投資口数=再投資金額÷1万口当たりの再投資の基準価額
(小数点以下切上げ)×計算口数(10,000)
再投資後残高=分配金計算対象残高+再投資口数

*「NISA」は、一般NISA、つみたてNISA、ジュニアNISAの総称です。*基準価額等の数値は、実際のファンドのものとは一切関係ありません。内容等は変更になる場合があります。

交付運用報告書

決算期の末日ごとに運用会社が作成した「交付運用報告書」をご郵送いたします。どのように運用を行い、どのような成果が得られたか…などがわかります。

交付運用報告書は冊子になっております。交付運用報告書の送付のご案内は決算日で作成されております。決算日時点の情報を元に作成しておりますので、お届けまでに2ヵ月程度かかります。

※2014年12月以降に作成された交付運用報告書は、重要な事項を抜粋して記載した「交付運用報告書」と詳細な運用状況等も記載した「交付運用報告書(全体版)」に分冊化されております。「交付運用報告書(全体版)」は各運用会社のホームページにてご確認ください。全体版の冊子をご希望の場合は弊社お取引店までお問い合わせください。

※交付運用報告書は、運用会社が作成しておりますので、形態は各ファンドにより異なります。

※交付運用報告書はファンドの運用状況をご案内する冊子であり、お客さまの保有口数や損益の状況をご案内するものではありません。



作成日 XXXX年 X月X日

投資信託の「交付運用報告書」送付のご案内

SAMPLE (見本)

111-2222

東京都〇〇〇〇〇〇

お取引番号 9999 - 12345678

東京都千代田区丸の内1丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社
(取引店) 本店
(電話) 00-0000-0000

三菱 UFJ 一 郎 様

日頃は格別のお引き立てにあずかり、誠にありがとうございます。
さて、ご投資いただいております投資信託の「交付運用報告書」
(または「運用状況のお知らせ」)をお届けいたします。
何卒ご覧いただきますようお願い申し上げます。

<送付物>

・交付運用報告書(ファンド名)

〇〇〇日本株オープン

決算日: X月X日

・リーフレット:投資信託の「交付運用報告書」についてのご説明

※決算日時点で上記ファンドをお持ちのお客さまにお送りしており、
お届けまでに2ヵ月程度かかります。

※決算日時点でのご住所にお送りしております。決算日以降に弊社へ
住所変更届をご提出いただいた場合、変更前のご住所へ届く
場合がございます。

東京都千代田区丸の内1丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社
(取引店) 本店
(電話) 00-0000-0000

【解説】

1 決算日の日付。

取引報告書



ラップ口座

公募株式投資信託をご換金された後には「取引報告書」を作成し、ご換金の数日後にご郵送いたします。

※確定申告をされる場合には、特定口座年間取引報告書または本書が必要となる場合があります。



投資信託の「取引報告書」

いつも格別のお引き立てにあずかり、ありがとうございます。

下記の通り、お取引の明細をご報告いたしますので、内容をご確認ください。

確定申告の際、本書が必要となる場合がございますので大切に保管ください。

三菱UFJ 信託銀行株式会社

(法人番号:6010001008770)

(取引店) 〇〇支店

(電話) 00-0000-0000

ご不明な点がございましたら、誠に恐れ入りますが
上記取引店まで直接ご連絡ください。

SAMPLE (見本)

三菱UFJ 一 郎 様

取引店	お取引番号	税区分
9999	99999999	申告分離

1 約定日	2 精算日
XXXX. 1. 5	XXXX. 1. 8

(委託)
(現金取引)

ファンド名称 12345678 〇〇日本株オープン累投

下記「うち非課税分」は「障がい者等の少額預金の利子所得等の
非課税制度」(通称「マル優」)を利用した場合に表示されます。

取引	うち非課税分(円)	1万口当たりの	取得単価	課税対象金額(円)	所得税②(円)	手数料④(円)	精算金額⑥(円)	備考
	数量(円)	単価(円)	約定金額①(円)	元本または 個別元本(円)	住民税③(円)	消費税等⑤(円)		
解約	100000	11260	10000 112600	10000			112600	特定口座 源泉徴収あり
◆以下余白◆								

個人のお客様で公募株式投信、公募公社債投信の募集・購入取引の場合は、税区分を表示しておりません。

精算金額合計(円)		
		112600

信託財産留保額がかかる投資信託の場合、単価は基準価額から信託財産留保額を差し引いた解約価額となります。

募集／購入時の精算金額 ⑥＝①＋④＋⑤
解約／買取時の精算金額 ⑥＝①－②－③－④－⑤

【解説】

1 約定日 ファンドの換金単価が決定した日。原則として、国内証券へ投資するファンドは申込日当日、海外証券へ投資するファンドは申込日の翌営業日。 ※ファンドによっては異なる場合がある。

2 精算日 お客さまが指定した普通預金口座に精算金額が振込まれる日。

3 単価 約定日の換金価額(1万口当たりの金額)。

4 取得単価 個別元本(P5参照)に購入手数料および消費税などの取得費用を加算した金額。
税法上の譲渡損益を計算する際の元本となる。(注1)
特定口座の換金時に表示します。

5 精算金額 税金等は引かれず、約定金額＝精算金額となる。

6 備考 取引ファンドの預り区分(NISA預り、特定預り)と、特定口座開設済の場合は源泉徴収の有無を表示します。
NISA非課税期間終了をまたぐお取引の場合「※」を表示します。

(注1)取得単価は追加購入、分配金の再投資、元本払戻金(特別分配金)発生時に再計算されています。

*[NISA]は、一般NISA、つみたてNISA、ジュニアNISAの総称です。

*[MUFGファンドラップ]の組み入れファンドについては、ファンド名称に「[ラップ]〇〇ファンド」と表示されます。

*[MUFGファンドラップ]投資一任契約にもとづく投資信託の「取引報告書」の交付省略(送付取止め)をお申込いただいている場合、
「MUFGファンドラップ」の組み入れファンドに係る取引報告書は、送付されません。また電子交付もされません。
*基準価額等の数値は、実際のファンドのものとは一切関係ありません。内容等に変更になる場合があります。

*基準価額等の数値は、実際のファンドのものとは一切関係ありません。内容等に変更になる場合があります。

特定口座譲渡損益額のお知らせ

ラップ口座

特定口座のお取引に係る譲渡損益額および源泉徴収・還付のお知らせです。ご換金の数日後にお送りします。(※1)(※2)

取引の都度、年初からの譲渡益税徴収の計算を行い、利益がある場合には源泉徴収をさせていただき、当社がお客さまに代わって納税いたします。また、徴収過多の場合は還付金としてご返金いたします。還付金はその都度お客さまの口座にご入金いたします。

(※1) 源泉徴収(還付)額が発生しない場合も、お知らせいたします。

(※2) 2021年3月以降、MUFGファンドラップの組入投資信託のお取引については、お知らせいたしません。ただし、投資信託と同日約定日かつ同日受渡日の場合は、MUFGファンドラップ組入投資信託を含めた金額をお知らせいたします。

源泉徴収される場合のお知らせです

特定口座 譲渡損益額のお知らせ



特定口座の取引に係る譲渡損益額および源泉徴収・還付のお知らせです。

三菱UFJ信託銀行株式会社

取引の都度、年初からの譲渡益税徴収の計算を行い、徴収過多の場合は還付金として、その都度お客様の口座にご入金いたします。

(取引店) 本店
(電話) 00-0000-0000

SAMPLE(見本)

三菱UFJ 一郎様

取引店	お取引番号	基準日	精算日
9999	12345678	XXXX.7.9	XXXX.7.13

特定口座：源泉徴収あり

今回お取引後の 当日損益額	源泉徴収額	(内訳) 所得税	(内訳) 住民税
15,763	3,202	2,414	788

*「今回お取引後の当日損益額」欄および「源泉徴収額」欄は、上記「基準日と精算日が同一のお取引」ごとの合計額が表示されます。

*「源泉徴収額」(所得税、住民税を含む)がマイナス表示の場合、還付額となります。

*お取引ごとに、源泉徴収は1円未満を切捨て、還付は1円未満を切上げし計算しているため、「今回お取引後の当日損益額」欄がプラス(マイナス)の場合でも、所得税・住民税が還付(源泉徴収)されることがあります。

前回お取引までの 年間損益額	前回お取引までの 年間源泉徴収額	(内訳) 所得税徴収額	(内訳) 住民税徴収額
135,752	27,575	20,789	6,786
今回お取引後の 年間損益額	今回お取引後の 年間源泉徴収額	(内訳) 所得税徴収額	(内訳) 住民税徴収額
151,515	30,777	23,203	7,574

平成22年以降、源泉徴収ありの口座については、配当等と譲渡の損益通算を行いますが、本お知らせにこの内容は含まれておりません。

【解説】

- 1 基準日** 換金価額が確定した日付。
- 2 精算日** 源泉徴収額を出金、または還付金を入金する日付。
- 3 源泉徴収額** 今回お取引に伴う源泉徴収額。
- 4 前回お取引までの年間損益額** 前回お取引までの年間累計損益。
- 5 今回お取引後の年間損益額** 今回のお取引を含む年間累計損益。

還付額が発生する場合のお知らせです

特定口座 譲渡損益額のお知らせ



特定口座の取引に係る譲渡損益額および源泉徴収・還付のお知らせです。

三菱UFJ信託銀行株式会社

取引の都度、年初からの譲渡益税徴収の計算を行い、徴収過多の場合は還付金として、その都度お客様の口座にご入金いたします。

(取引店) 本店
(電話) 00-0000-0000

SAMPLE(見本)

三菱UFJ 一郎様

取引店	お取引番号	基準日	精算日
9999	12345678	XXXX.7.9	XXXX.7.13

特定口座：源泉徴収あり

今回お取引後の 当日損益額	源泉徴収額	(内訳) 所得税	(内訳) 住民税
-171,200	-23,565	-17,765	-5,800

*「今回お取引後の当日損益額」欄および「源泉徴収額」欄は、上記「基準日と精算日が同一のお取引」ごとの合計額が表示されます。

*「源泉徴収額」(所得税、住民税を含む)がマイナス表示の場合、還付額となります。

*お取引ごとに、源泉徴収は1円未満を切捨て、還付は1円未満を切上げし計算しているため、「今回お取引後の当日損益額」欄がプラス(マイナス)の場合でも、所得税・住民税が還付(源泉徴収)されることがあります。

前回お取引までの 年間損益額	前回お取引までの 年間源泉徴収額	(内訳) 所得税徴収額	(内訳) 住民税徴収額
116,000	23,565	17,765	5,800
今回お取引後の 年間損益額	今回お取引後の 年間源泉徴収額	(内訳) 所得税徴収額	(内訳) 住民税徴収額
-55,200	0	0	0

平成22年以降、源泉徴収ありの口座については、配当等と譲渡の損益通算を行いますが、本お知らせにこの内容は含まれておりません。

【解説】

- 1 基準日** 換金価額が確定した日付。
- 2 精算日** 源泉徴収額を出金、または還付金を入金する日付。
- 3 源泉徴収額** 今回お取引に伴う還付額。
- 4 前回お取引までの年間損益額** 前回お取引までの年間累計損益。
- 5 今回お取引後の年間損益額** 今回のお取引を含む年間累計損益。

ラップロ座

特定口座内での譲渡所得等を記録した書類です。

特定口座を開設したすべてのお客さまに、年末基準で作成し、翌年の1月末までにお送りいたします。

確定申告を行なう場合は、この「年間取引報告書」を利用して簡易に申告を行なうことができます。

特定口座年間取引報告書の内容

- ・特定口座お取引等の明細のお知らせ
- ・配当等の交付状況
- ・特定口座年間取引報告書

1年間の特定口座内のお取引が記載されます

特定口座お取引等の明細のお知らせ

【源泉徴収の選択:有】			
譲渡年月日	譲渡した株式等の銘柄	数量／額面 譲渡による収入金額	取得価額 譲渡手数料等
令和 XX年1月24日	〇〇通貨選択シリーズ△△コース	8,520,084口 11,104,225円	10,274,370円 0円

源泉徴収ありを選択し、分配金を受け入れている場合に交付されます

配当等の交付状況

4 交付年月日 支払確定日	5 種類 株式等の銘柄	数量／額面 配当等の額	源泉徴収税額(所得税) 配当割額(住民税)	6 上場株式配当等控除額	外国所得税 備考
令和XX年1月15日	オープン型証券投資信託	3,115,242口	4,246円	0円	
令和XX年1月8日	〇〇海外債券オープン Aコース(為替ヘッジあり)	27,725円	1,386円		

【解説】

- 1 譲渡した株式等の銘柄
換金または償還となったファンド名称。
- 2 譲渡による収入金額
受取金額。
- 3 源泉徴収の選択
特定口座での源泉徴収の有無が記載される。
- 4 交付年月日
分配金等の支払日。

- 5 支払確定日** ファンドの決算が行われた日。
- 6 上場株式配当等控除額**
- 二重課税調整制度(※)による外国税額控除が行われた場合は控除額を表示します。
- ※外国籍投資信託の分配金について、外国資産に投資を行い、外国で課税が行われている場合、現地で支払った外国税額のうち一定額をお客さまが国内で納める所得税額から差し引く制度です。

*「MUFGファンドラップ」の組み入れファンドについては、ファンド名称に「【ラップ】〇〇ファンド」と表示されます。
*基準価額等の数値は、実際のファンドのものと一切関係ありません。内容等は変更になる場合があります。

令和XX年分 特定口座年間取引報告書

 **封書で**
お送りします

SAMPLE(見本)

令和XX年 XX月XX 日

税務署長 殿

特定口座開設者	住所 (居所)	東京都渋谷区代々木 〇〇-〇〇-〇〇 △△△△△△△△△△	フリガナ	ミヅ・ジュ・エフジ・エイチ	勘定の種類	保管・配当等
			氏名	三菱UFJ一郎	口座開設年月日	平成21年12月7日
前回提出時の住所又は居所			生年月日	昭和25年1月1日	1 源泉徴収の選択	有

(譲渡に係る年間取引損益及び源泉徴収税額等)	源泉徴収税額 (所得税)	千円 48023	株式等譲渡所得割額 (住民税)	千円 15678	外国所得税 の額	
譲渡区分	① 譲渡の対価の額 (収入金額)	2	② 取得費及び譲渡に 要した費用の額等	3	③ 差引金額(譲渡所得等の金額) (①－②)	
上場分	千円 1089561		千円 775978		4	千円 313583
特定信用分						
合計		1089561		775978		313583

(配当等の額及び源泉徴収税額等)

種 類	配 当 等 の 額	源 泉 徴 収 税 額 (所 得 税)	配 当 割 額 (住 民 税)	特 別 分 配 金 の 額	上 場 株 式 控 除 額	配 当 等 外 国 所 得 税 の 額
④株式、出資又は基金						
⑤特定株式投資信託						
⑥投資信託又は特定受益証券 発行信託(⑤、⑦及び⑧以外)	千 円 0	千 円 0	千 円 0		千 円 0	
⑦オープン型証券投資信託	178368	27315	8917	千 円 0	0	
⑧国外株式又は国外投資信託等	0	0	0			千 円 0
⑨合計(④+⑤+⑥+⑦+⑧)	178368	27315	8917	0	0	0
⑩公社債	0	0	0			
⑪社債的受益権						
⑫投資信託又は特定受益証券 発行信託(⑬及び⑭以外)	5 0	0	0		0	
⑬オープン型証券投資信託	0	0	0	千 円 0	0	
⑭国外公社債等又は 国外投資信託等	0	0	0			千 円 0
⑮合計(⑩+⑪+⑫+⑬+⑭)	0	0	0	0	0	0
⑯繰渡損失の金額	0			(摘 要) 0-0288-110		
⑰差引金額(⑨+⑮-⑯)	178368					
⑱納付税額		27315	8917			
⑲還付税額(⑨+⑮-⑲)	5 8	0	0			
金融商品取引業者等	所在地	東京都千代田区丸の内 1丁目 4番5号				
	名 称	三菱UFJ信託銀行株式会社 本店 (電話)00-0000-0000				
	法人番号	6010001008770				

※ご報告の期間中に特定口座で譲渡取引等がなかった場合、特定口座年間取引報告書の金額は「***」で表示されます。

※⑰差引金額(⑨+⑮-⑯)の差引金額がマイナスの場合、ゼロと表示しています。(マイナスの表示はいたしません)

以上

【解説】

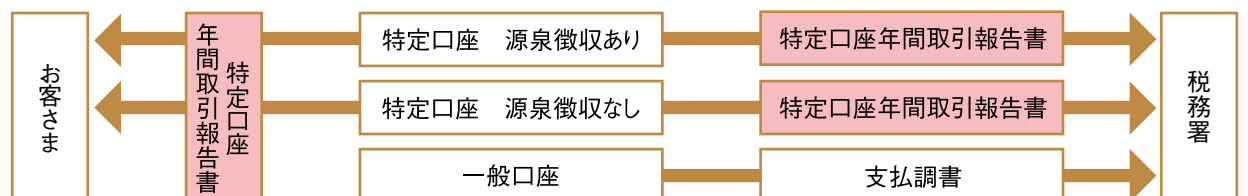
- 1 **源泉徴収の選択** 特定口座での源泉徴収の有無が記載される。
- 2 **譲渡の対価の額**
ファンドの譲渡で発生した年間の収入金額。
- 3 **取得費及び譲渡に要した費用の額等**
購入手数料等を含めた、ファンド購入時に要した取得金額の合計。
- 4 **差引金額（譲渡所得等の金額）**
譲渡の対価の額から取得費および譲渡に要した費用の額等を差し引いた金額。
- 5 **合計（配当所得等の金額）** 年間の分配金等の合計。

- | | |
|-----------|-------------|
| 6 譲渡損失の金額 | 年間の譲渡損失の合計。 |
| 7 納付税額 | 損益通算後の納付税額。 |
| 8 還付税額 | 損益通算後の還付税額。 |

- ## 9 上場株式配当等控除額
- 二重課税調整制度(※)による外国税額控除が行われた場合は控除額を表示します。
- ※国内籍投資信託の分配金について、外国資産に投資を行い外国で課税が行われている場合、現地で支払った外国税額のうち一定額を、お客さまが国内で納める所得税額から差し引く制度です。

特定口座年間取引報告書の交付について

- 特定口座「源泉徴収あり」のみでのお取引の場合は、確定申告不要です。
ただし、損失が発生している場合には、確定申告により、損失の繰越控除が可能です。
- 特定口座「源泉徴収なし」でのお取引をされている場合は、原則として確定申告が必要です。



*基準価額等の数値は、実際のファンドのものとは一切関係ありません。内容等は変更になる場合があります。

上場株式配当等の支払通知書

1年間に受け取られた投資信託の分配金についてお知らせする書類です。2021年(令和3年)12月以降作成分より新たに交付いたします。^(注1)

「一般口座」、「源泉徴収なし特定口座」、「源泉徴収ありで配当受入なしを選択されている特定口座」で、投資信託を保有されているお客さまに、年末基準で作成し、翌年の1月末までに交付いたします。(決算日を基準に作成いたします。対象となる分配金がない場合は交付されません。(注2))

※投資信託の分配金(上場株式配当等)は、源泉徴収による課税が行われており、原則、確定申告は不要ですが、上場株式等の譲渡損失との損益通算を確定申告で行う場合にご利用いただけます。

なお、「源泉徴収あり特定口座」にて「配当受入あり」を選択されている場合は、「特定口座年間取引報告書」に分配金が記載されるため、本書は交付されません。



SAMPLE(見本)

作成日 XXXX年XX月XX日
9999-12345678
1頁目／全●頁

令和 XX年分 上場株式配当等の支払通知書送付のご案内

いつも格別のお引き立てにあずかり、ありがとうございます。
お客さまの「令和 Ⅹ年分上場株式配当等の支払通知書」を下記の
通りご報告申し上げます。

本通知書は、租税特別措置法第 8 条の 4 第 5 項の規定に基づき
作成されたものであり、確定申告を行う際にご利用いただけます
ので、大切に保管ください。

令和 XX年分 上場株式配当等の支払通知書

稅務署長 殿

令和 XX年XX月XX日

支払を受ける者	住所（居所）又は所在地	111-2222 東京都〇〇〇〇〇〇
	氏名又は名称	三菱UFJ 一郎

(上場株式等の支払状況)

		1 受益権の名称										
3 支払確定日 又は 支払年月日	2 支払者の名称							7 摘要	8	10 外国所得税の額		
	4 種類	受益権単位口当たりの 普通分配金 単価 元本払戻金 (特別分配金)		5 口数	6 普通分配金 元本払戻金 (特別分配金)	課税加算対象額 配当等の額		通知外国税 相当額等	11 源泉徴収税額 (国税) 12 特別徴収税額 (地方税)			
XX・XX・XX		9 ○○株式オープン累投										
		○○信託銀行株式会社							外貨建資産割合：制限なし 非株式割合：約款規定なし		千 円	
		オープン型 証券投資信託 (上場)	千 円 43.00		千 口 256240		千 円 1102		千 円 9		千 円 9 161	
		7.00				179		1111		55		
											千 円 0	
		合計	千 円		千 口		千 円 1102		千 円 9		千 円 9 161	
								1111		55		

支払の取扱者	所 在 地	東京都千代田区丸の内 1 丁目 4 番 5 号 (電 話) 00-0000-0000		(摘 要)
	名 称	三菱UFJ 信託銀行株式会社 本店	法人番号 6010001008770	

※本通知書は、租税特別措置法第8条の4第5項の規定に基づき作成されたものであり、確定申告を行う際にご利用いただけます。

【解説】

1 受益権の名称	投資信託のファンド名称。
2 支払者の名称	ファンドの受託銀行名。
3 支払確定日又は支払年月日	ファンドの決算年月日。該当日が休業日の場合は翌営業日。
4 受益権単位口当たりの普通分配金単価・元本払戻金(特別分配金)単価	(P21「分配型投資信託の収益分配金について」もご参照ください) 1万口当たりの分配金の単価。 ※ファンドによっては1口当たりの単価を表示する場合があります。
5 口数	分配金の計算対象となった元本の口数。
6 普通分配金・元本払戻金(特別分配金)	(P21「分配型投資信託の収益分配金について」もご参照ください) 収益分配後の基準価額が、個別元本(P5参照)を 〈上回る場合〉分配金の金額が「普通分配金」(課税) 〈下回る場合〉分配金の範囲内で下回る部分の金額が「元本払戻金(特別分配金)」 (非課税)、残余の金額が「普通分配金」(課税)。
7 課税加算対象額	二重課税調整制度(注3)において、外国で課税された外国税額。
8 通知外国税相当額等	二重課税調整制度(注3)による外国税額控除が行われた場合、所得税から控除される外国税額。
9 配当等の額	課税対象金額。二重課税調整制度(注3)による外国税額控除が行われた場合、「普通分配金」に「課税加算対象額」を加算した金額となる。
10 外国所得税の額	外国で納めた所得税(外国投資信託の場合のみ)。
11 源泉徴収税額(国税)	課税対象金額(配当等の額)に対して源泉徴収された所得税。 二重課税調整制度(注3)による外国税額控除が行われた場合、「通知外国税相当額等」が控除された金額となる。
12 特別徴収税額(地方税)	課税対象金額(配当等の額)に対して特別徴収された住民税。

(注1) 非居住者の場合は、追加型株式投資信託の解約・償還取引も記載の対象となります。

(注2)「一般口コースファンド」、「累投口コースファンドで定期引出(再投資停止)を選択されている場合」は、分配金が「0円」でも交付されます。

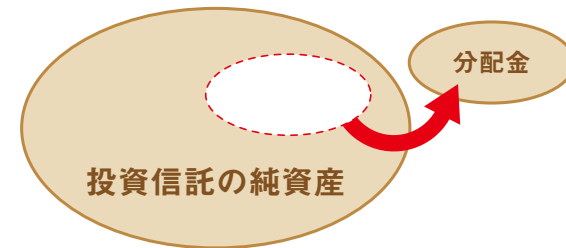
(注3) 国内籍投資信託の分配金について、外国資産に投資を行い外国で課税が行われている場合、現地で支払った外国税額のうち一定額を、お客さまが国内で納める所得税額から差し引く制度です。

*基準価額等の数値は、実際のファンドのものとは一切関係ありません。内容等は変更になる場合があります。

分配型投資信託の収益分配金について

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われるとその金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



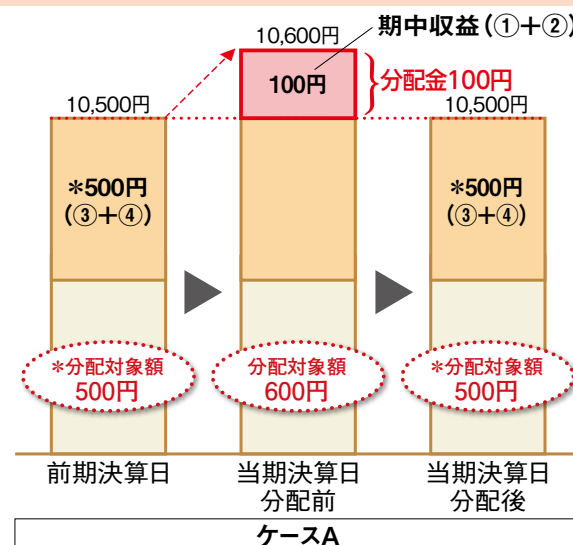
分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金は、分配方針に基づき、以下の中から支払われます。

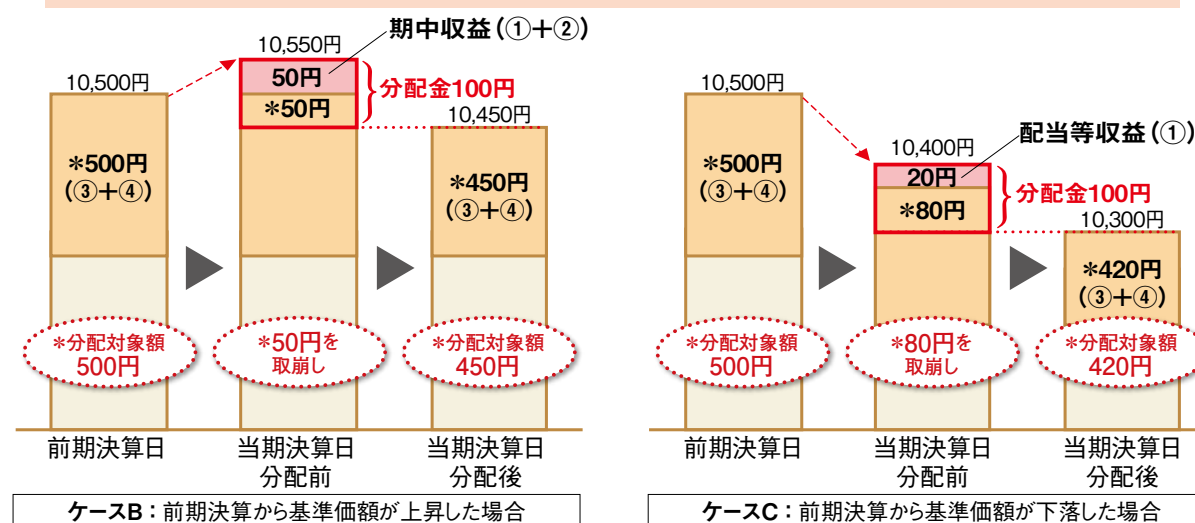
①配当等収益(経費控除後)、②有価証券売買益・評価益(経費控除後)、③分配準備積立金、④収益調整金

分配金と基準価額の関係(イメージ)

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合



計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



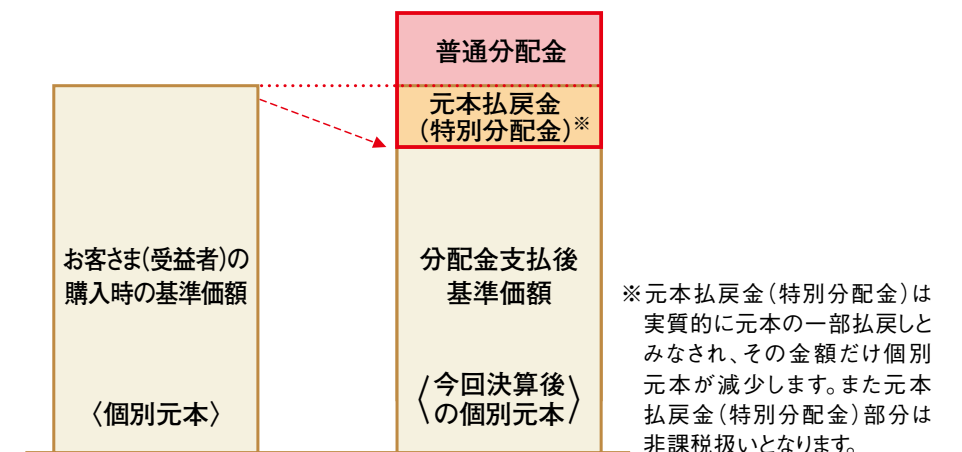
左図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

	損益
ケースA: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差が 0円	= +100円
ケースB: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差が ▲50円	= +50円
ケースC: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差が ▲200円	= ▲100円

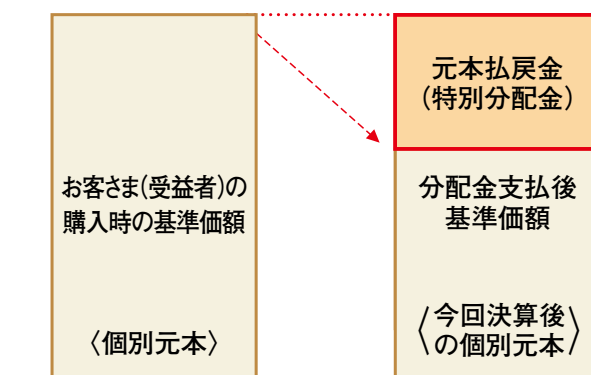
★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

お客さま(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。

分配金の一部が元本の一部払い戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払い戻しに相当する場合

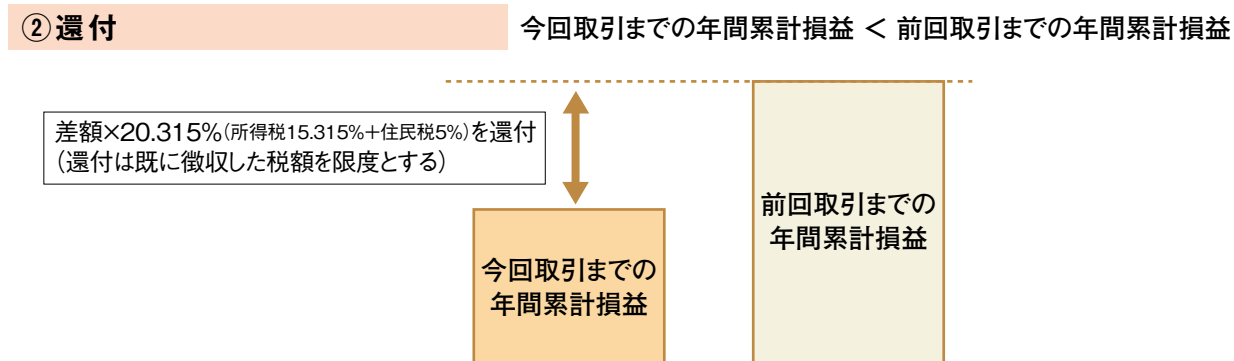
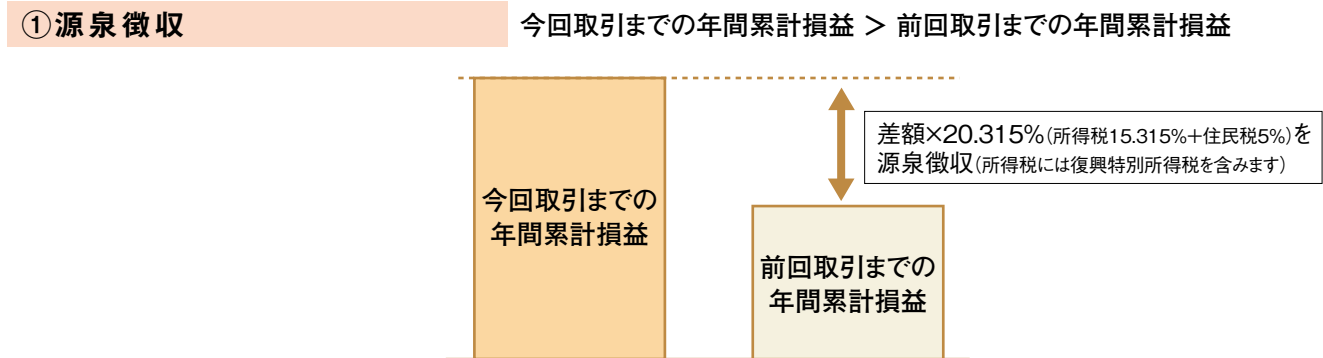


普通分配金: 個別元本(お客さま(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後のお客さま(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

源泉徴収と還付のしくみ

お取引毎に損益計算を行い、利益があれば源泉徴収を行い、損失があれば既に徴収した税金から還付を行います。



③譲渡損益と配当金等との損益通算

公共債・公募投資信託の配当金等を特定口座（源泉徴収あり）に受入れることができます。特定口座（源泉徴収あり）に配当金等を受入れている場合で、売却損（譲渡損）が発生した場合には、配当金等との損益通算が行われ、源泉徴収額の過納分がある場合は還付が行われます。

計算例

取引	取引等	取引の損益等	年間累計損益※1	源泉徴収額	還付額
9月○日	換金	+100万円①	+100万円	203,150円	—
10月○日	普通分配金	+200万円②	—	406,300円⑤	—
11月△日	換金	▲200万円③	▲100万円	—	203,150円※2
12月×日	普通分配金	+300万円④	—	609,450円⑥	—

年末損益通算後の年間累計損益	400万円 (A)	(①+②+③+④=400万円)
年末損益通算後の納付すべき税額	812,600円 (B)	((A)×20.315%=812,600円)
年末までの源泉徴収額	1,015,750円 (C)	(⑤+⑥=1,015,750円)
還付額 (年初第一営業日に入金される金額)	203,150円**	((C)-(B))

(B) 年間累計損益400万円にかかる本来納付すべき税額となります。個人のお客さまの公共債・公募投資信託・上場株式の売却益（譲渡益）および配当金等にかかる税率は20.315%です。

** すでに納付した税額が本来の納付税額を上回っていたため、還付となります。

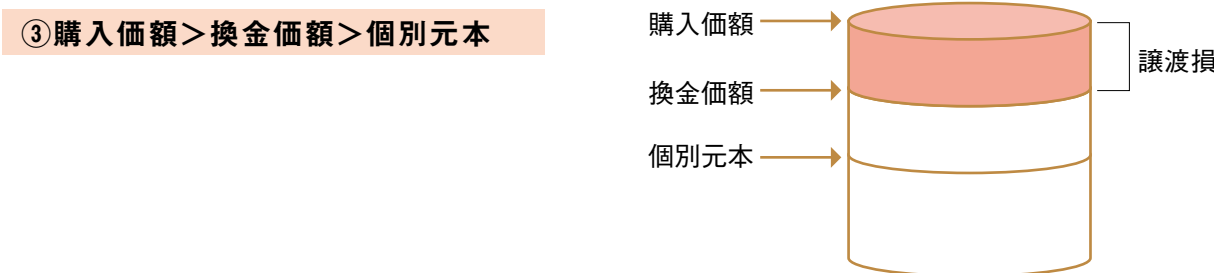
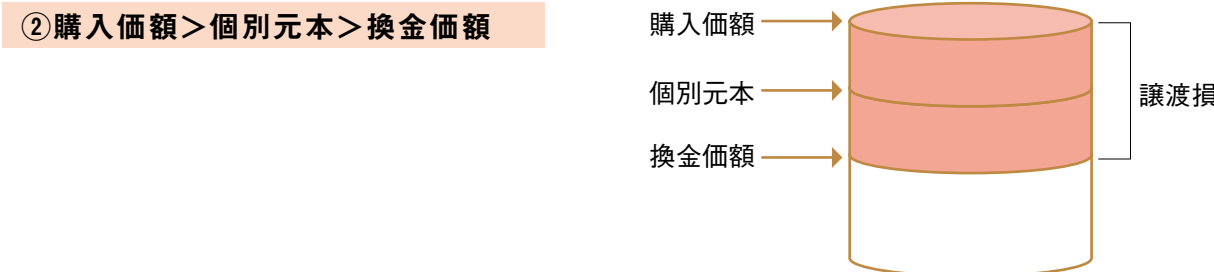
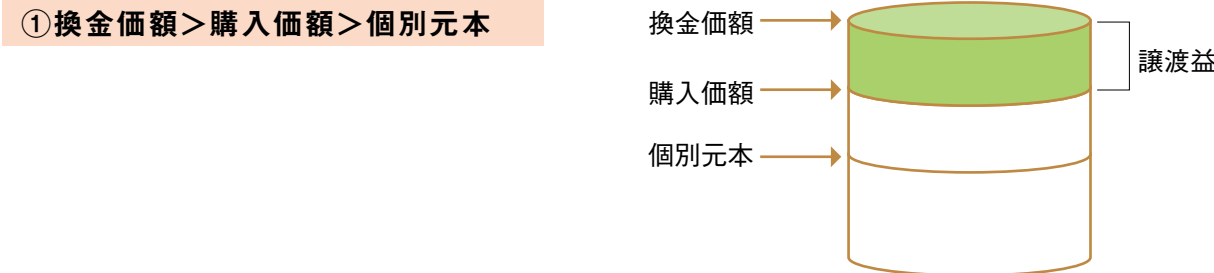
※1「年間累計損益欄」について、今回取引までの年間累計損益、前回取引までの年間累計損益はいずれもゼロ以下である場合は、ゼロとして扱います。

※2 譲渡損と譲渡益との通算は売却取引等の都度行います。

株式投資信託における換金時の譲渡損益と課税

譲渡損益は、「換金価額－購入価額※」で計算され、譲渡益に対して課税されます。

※購入価額＝ 購入手数料等を含め、ファンド購入時に支払った金額
(元本払戻金(特別分配金)が支払われた場合、ファンドの一部換金を行った場合はその分だけ引き下げられます)



復興特別所得税に関するお知らせ

預金・公共債の利子や投資信託の分配金・譲渡益等に対し、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、復興特別所得税として、所得税額×2.1%が追加的に課税されます。

投資信託の書面をインターネットでお届けします

電子交付サービス

ご利用
無料

「電子交付サービス」をご存知ですか？

投資信託のお取引で郵送しているさまざまな書面を、インターネットバンキングの画面上で閲覧できるサービスです。**ご利用は無料です。**つみたてNISAのご利用にあたっては、電子交付サービスが必須となります。

電子交付サービスのメリット

いつでもどこでも



もう郵便を待つ必要はありません。インターネットに接続できればいつでもどこでも、お取引いただいている投資信託の明細をチェックできます。

安心・安全



郵送時の誤配達や盗難事故などの心配がなく、確実にお客さまのプライバシーを守ります。また、高度なセキュリティで保護された三菱UFJ信託ダイレクト〈インターネットバンキング〉にて書類をご覧いただけますので、安心してご利用いただけます。

簡単・便利



電子交付された日から5年間は、三菱UFJ信託ダイレクト〈インターネットバンキング〉上でご覧いただけますので、書類を紙で保管しておく必要がありません。ご自身のパソコンに取り込み、保存することもできます。

環境にやさしい



報告書類は印刷・郵送されませんので、CO₂の削減につながり環境保護に貢献できます。

電子交付できる書面は2つに分類されます。

どちらかのみを電子交付サービスに申し込むことも可能です。「②の分配金のご案内は電子交付サービスを申し込むけど、①の取引残高報告書は郵送で欲しい」といったご要望にもお応えいたします。

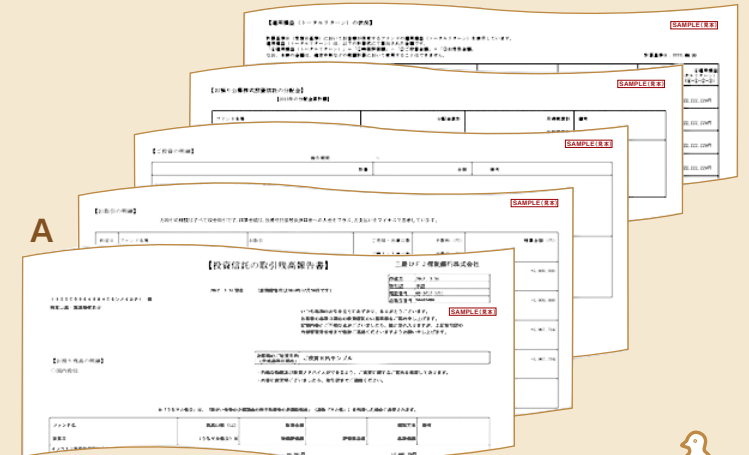
①

A. 取引残高報告書

P5 P6 P7 P8 P9 P10

お客さまのお取引内容とお預り残高などを記録した書類です。原則として3月・6月・9月・12月の各月末基準で作成いたします。期間中にご購入やご換金などのお取引がなかった場合でも1年に1回作成いたします。なお、取引残高報告書にはトータルリターン通知書面が含まれます。

ラップ口座



②

B. 「収益分配金」のご案内

P11

C. 「収益分配金再投資」のご案内

P12

ファンドの決算にともない、収益分配が行われる際に作成いたします。お持ちのファンドについて収益分配金の明細をご確認いただけます。なお、「分配金再投資」をご選択の場合、再投資される分配金の金額や口数をご確認いただけます。

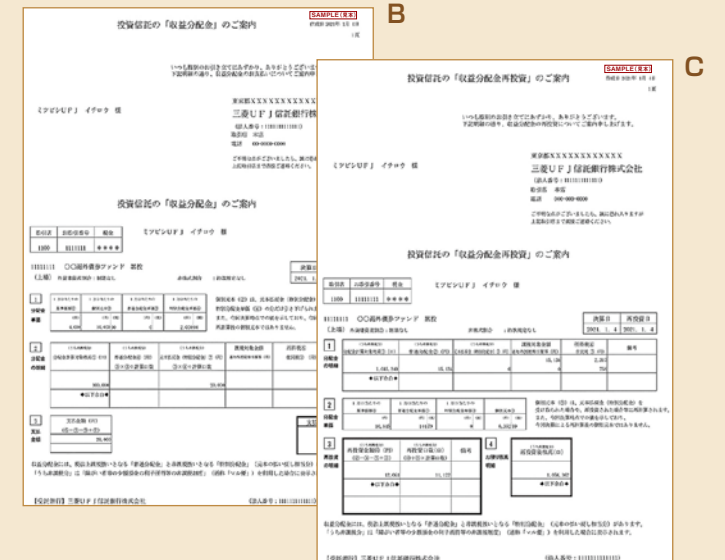
電子交付サービスに限り交付する書面です。
(郵送での交付はございません)

D. 取引報告書

P4 P14

ファンドのお取引の後に作成いたします。お申し込みいただいた内容に相違がないかご確認いただけます。

ラップ口座





〈電子交付サービス(無料)〉のご利用は
「三菱UFJ信託ダイレクト※」にご登録ください。

A インターネットバンキング
(三菱UFJ信託ダイレクト)を
お申込希望の方は



以下の3つの方法のうち、
いずれかの方法で
お申し込み資料をご請求ください。

お電話で

以下の番号までお問い合わせください。
必要書類をお送りします。

インターネットバンキング専用デスク

0120-349-003

ご利用時間(祝日等を除く)
平日 9:00~21:00 / 土・日 9:00~17:00

ご来店で

三菱UFJ信託銀行本支店窓口にて承ります。

webで

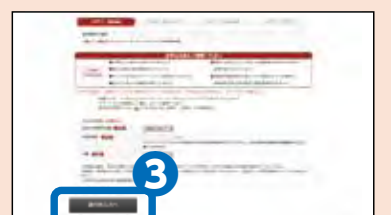
当社ホームページ(www.tr.mufg.jp)の
資料請求ボタンよりご請求ください。



①「資料請求」をクリック



②「インターネットバンキング利用申込書のご請求」
をクリック



③「送付先入力へ」をクリック

画面の指示に従ってお手続きください。

B インターネットバンキング
(三菱UFJ信託ダイレクト)を
ご登録済みの方は



インターネットバンキングへログイン後、
電子交付サービスの
ご利用設定をしてください。

ログインしたトップページの左にある
各種ボタンのうち
「投資信託」をクリックしてください。



①「投資信託」をクリック



②「変更」をクリック



③「電子交付サービス利用設定」をクリック

画面の指示に従ってお手続きください。

※「三菱UFJ信託ダイレクト」について詳しくは当社ホームページまたは窓口へお問い合わせください。

投資信託・国債についてのご留意事項

リスクについて

- 「投資信託」は国内外の株式および債券等値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します（基準価額の変動要因には、価格変動リスク、信用リスク、流動性リスク、外貨建資産に投資する場合は為替変動リスク等もあります）。したがってお受取金額が投資元本を下回ることがあります。各ファンドにおけるリスクの詳細は、最新の投資信託説明書（交付目論見書）・販売用資料等でご確認ください。
- 「国債」は、元本と利子の支払いを日本国政府が行うため、安全性の高い金融商品ですが、発行体である日本国の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じるリスクがあります。

お客さまにご負担いただく費用について

- 「投資信託」の手数料等の概要は以下のとおりです。手数料等の合計は下記を足し合わせた金額となります。これらの手数料等はファンド・申込金額等により異なるため、具体的な金額・計算方法を記載できません。各ファンドの手数料等の詳細は、最新の投資信託説明書（交付目論見書）・販売用資料等でご確認ください。
 - (1) 購入時に直接ご負担いただく費用
 - 購入手数料がかかるファンドがあります。
 - (2) 投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用（ファンドが負担する費用）
 - 運用管理費用（信託報酬）が日々信託財産から差し引かれます。
 - ファンドにより実績報酬がかかる場合があります。くわしくは、最新の投資信託説明書（交付目論見書）・販売用資料等でご確認ください。
 - その他、監査報酬・有価証券売買時の売買委託手数料・組入資産の保管費用等の諸費用等が差し引かれます。
 - (3) 換金時・償還時に直接ご負担いただく費用
 - 信託財産留保額がかかるファンドがあります。
- 「国債」にかかる費用等概要は下記のとおりです。
 - 「国債」を募集により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
 - 「個人向け国債」を中途換金する際、原則として下記により算出される『中途換金調整額』が、売却される額面金額に経過利子を加えた金額より差し引かれることになります。
「直前2回分の各利子（税引前）相当額×0.79685」

その他の重要な事項について

- 「投資信託」は預金と異なり、元本の保証はありません。
- 「投資信託」の運用により信託財産に生じた損益は、すべて投資家のみなさまに帰属します。
- 「投資信託」「国債」は預金保険制度の対象ではありません。また、三菱UFJ信託銀行が取り扱う「投資信託」「国債」は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 「投資信託」「国債」は書面による契約の解除（クーリング・オフ）の適用はありません。
- 「投資信託」は三菱UFJ信託銀行がお申込みの取り扱いを行い、投資信託委託会社が設定・運用を行います。
- 「投資信託」はファンドにより、一定期間は換金手数料のかかるものや、信託期間中に中途換金ができないものや、特定日にしか換金ができないものがあります。
- 「投資信託」の購入にあたっては、最新の投資信託説明書（交付目論見書）および補完書面により必ず商品内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託説明書（交付目論見書）および補完書面のご請求等は、三菱UFJ信託銀行の窓口までお問い合わせください。
- 「国債」のお取引にかかる口座管理手数料は無料です。
- 「個人向け国債」は、当社窓口販売口座でのお取引については、利子支払日の翌営業日から4営業日後までを受渡日とするお取引はできません。
- 「国債」のご購入にあたっては、契約締結前交付書面、ご説明資料により必ず商品内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 「個人向け国債」は、発行から1年間、原則として中途換金はできません。
- 「個人向け国債」は、原則として、個人のみ保有可能であり、個人以外への譲渡は認められません。

「MUFGファンドラップ」についてのご留意事項

MUFGファンドラップにおけるリスクについて

MUFGファンドラップ（以下、「ファンドラップ」といいます）は、国内および外国の株式や債券等に投資する投資信託を投資対象としておりますので、お受取金額が投資元本を下回ることがあります。これらの運用成果は全てお客さまに帰属します。

投資対象とする投資信託の基準価額の変動要因には、価格変動リスク、信用リスク、流動性リスク、カントリーリスク、外貨建資産に投資する場合は為替リスク等もあります。

お客さまにご負担いただく報酬・費用等について

お客さまにご負担いただく報酬・費用等には、投資一任運用に係る報酬（ファンドラップの報酬）と、投資対象に係る費用（投資対象とする投資信託に係る費用）があります。報酬・費用等の合計はこれらを足し合わせた金額となります。

- (1) 投資一任運用に係る報酬: 報酬には、固定報酬型と成功報酬型があります。お預り財産の時価評価額に対して、固定報酬型は最大1.54%＜年率、消費税を含む＞を乗じた額の固定報酬（残高手数料および投資顧問料）を、成功報酬型は最大1.32%＜年率、消費税を含む＞を乗じた額の固定報酬に加え、前年の年間運用成果（超過収益分）に対して11.0%＜年率、消費税を含む＞を乗じた額の成功報酬（ただし、日次時価平均残高の1.10%＜年率、消費税を含む＞を上限とする）をお支払いいただきます。
- (2) 投資対象に係る費用: 投資対象とする投資信託については、以下に定めるお客さまの負担する費用が発生します。
 - ① 運用管理費用（信託報酬）／組入投資信託ごとに運用管理費用（信託報酬）および信託事務の諸費用（監査費用含む）等、間接的にご負担いただく費用が設定されており、日々の基準価額に反映されています（運用管理費用（信託報酬）は、各組入投資信託の信託財産の純資産総額に対して、最大2.20%＜年率、消費税を含む＞）。
 - ② 信託財産留保額／組入投資信託によっては、信託財産留保額が設定されており、換金する際にご負担いただく場合があります（換金時の基準価額に対して、最大0.50%）。信託報酬等の諸費用や信託財産留保額の詳細については、「運用計画書」に個別銘柄毎の具体的な料率を記載しています。

これらの報酬・費用等の合計額および上限額については、資産配分比率、運用状況、運用実績等に応じて異なるため、具体的な金額、計算方法を記載することができません。くわしくは、契約締結前交付書面、運用計画書等でご確認ください。

MUFGファンドラップに関するその他重要事項について

- ファンドラップでは、投資一任契約に基づく運用を行います。預金とは異なり元本および利回りの保証はありませんので、運用成果は全てお客さまに帰属します。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。ただし、別途開設するファンドラップ預り金管理口座は預金保険制度の対象となります。
- ファンドラップのお申込みにあたりましては、事前に「パンフレット」「契約締結前交付書面」等をお渡しいたしますので、内容をご確認ください。
- ファンドラップには、クーリング・オフ制度は適用されません。

当資料のご留意事項

- 当資料は三菱UFJ信託銀行が作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- 当資料は2021年1月現在施行されている税法に基づき作成されたものです。今後関連する税制改正が行われた場合、内容が変更となる可能性があります。消費税率が変更となった場合は、お客さまにご負担いただく報酬・費用等が変更されます。
- 当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。